



令和6年度  
2024



# 教科書発行の 現状と課題



## CONTENTS

1 教科書の定価は、諸物価に比べて廉価です。 ▶ P.4

2 教科書の大判化、ページ数増加、WEBコンテンツの充実により制作コストが増大しています。 ▶ P.8

3 教科書の編集・制作には、多大な労力とコストがかかります。 ▶ P.10

4 学習者用デジタル教科書が導入されています。 ▶ P.12

5 デジタル教科書の編集・制作や、安定的な供給のためには、さまざまな費用が追加で発生しています。 ▶ P.14

6 教科書のバリアフリー化を推進しています。 ▶ P.16

7 児童生徒数の減少は、教科書発行に深刻な影響を与えています。 ▶ P.18

8 教科書の供給システムは、日本の教育を支える重要なインフラです。 ▶ P.20

9 被災地への補給にも万全を期しています。 ▶ P.22

# 新しい時代、新しい教育、新しい教科書

～未来を創る子供たちのために～

## 子供たちの学びを支え続ける

教科書が子供たちの学びを支える教材としての役割を果たせるよう、教科書発行者は常に調査研究を進めています。

## 多様な子供たちの使いやすさのために

さまざまな特性がある子供たちに使いやすい教科書を目指して、ユニバーサルデザイン、UDフォントの採用、拡大教科書の発行、デジタルデータの提供などを行っています。

## 義務教育教科書無償給与制度は、必要不可欠です。

昭和38(1963)年から実施されている「教科書無償措置」は、日本国憲法第26条第2項の「義務教育は、これを無償とする」という理念を具現化する措置です。

この措置は、60年以上にわたり国民から広く支持され続け、わが国の教育水準の維持・向上を支えてきました。子供の貧困や教育格差が深刻化する中、義務教育教科書無償給与制度は、今後ますます重要な役割を担うこととなります。

この制度を堅持することは、子供たちの幸せを実現させ、同時に社会の健全な発展を支える日本の公教育において、必要不可欠といえるでしょう。

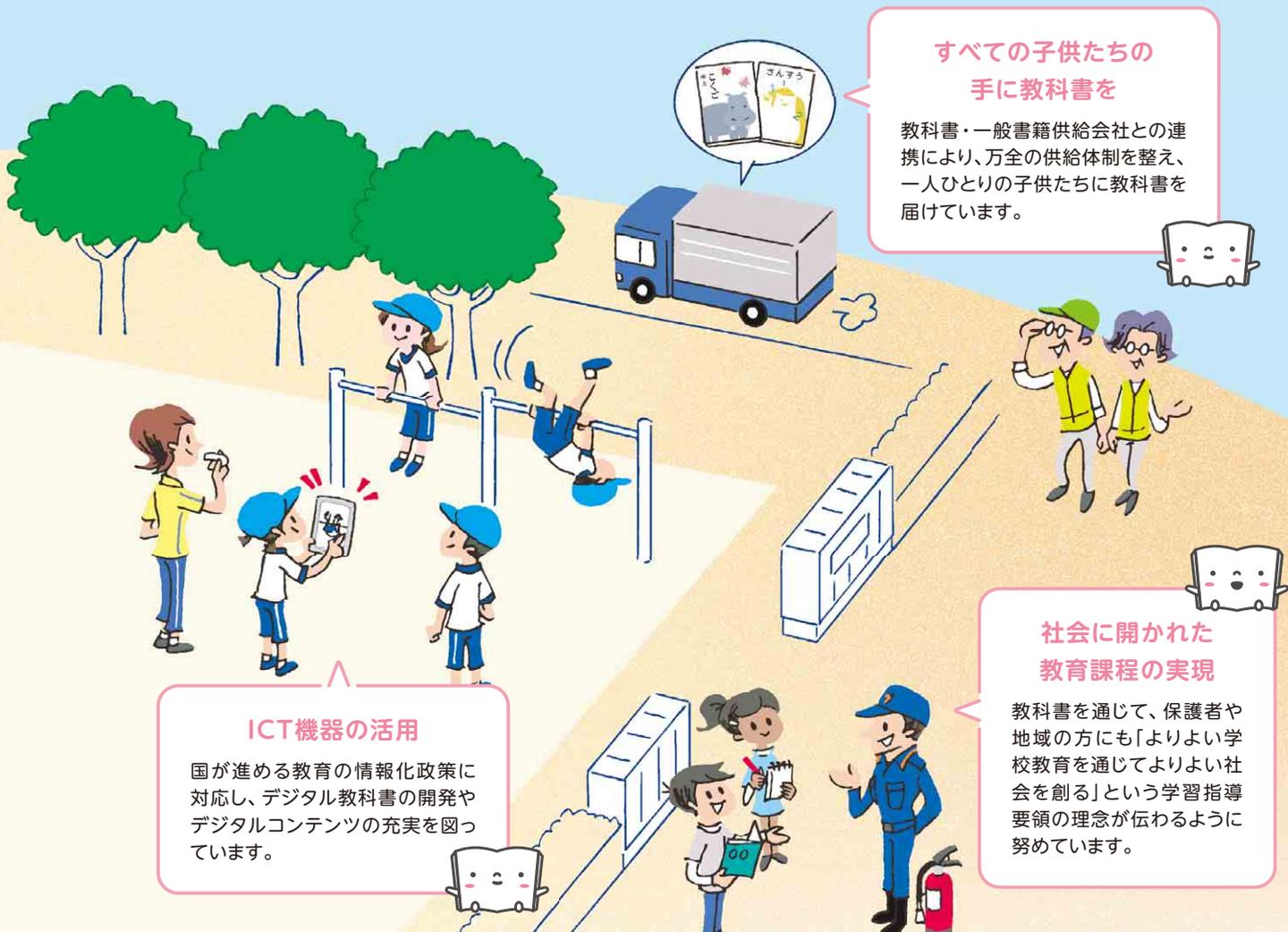
### ▶ 各国の教科書無償制度

国名	初等教育教科書		中等教育教科書		備考
	無償	有償	無償	有償	
日本	●		●	●	後期中等教育教科書は有償
イギリス	●		●		
ドイツ	●		●		
フランス	●		●		
スウェーデン	●		●		
フィンランド	●		●		
ノルウェー	●		●		
アメリカ合衆国	●		●		
カナダ	●		●		
韓国	●		●	●	後期中等教育教科書は一部の私立学校は教科書有償
インドネシア	●		●		
ニュージーランド	●		●		
タイ	●		●		
中国	●		●		
シンガポール		●		●	

(公財)教科書研究センターホームページによる

現行学習指導要領は、予測困難な時代を生きる子供たちが未来を切り拓くための力を育成することを目指しています。

私たち教科書発行者も、その一助となるように、さまざまな取り組みを行っています。



**すべての子供たちの  
手に教科書を**

教科書・一般書籍供給会社との連携により、万全の供給体制を整え、一人ひとりの子供たちに教科書を届けています。

**ICT機器の活用**

国が進める教育の情報化政策に対応し、デジタル教科書の開発やデジタルコンテンツの充実を図っています。

**社会に開かれた  
教育課程の実現**

教科書を通じて、保護者や地域の方にも「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という学習指導要領の理念が伝わるように努めています。

**教科書発行・供給の現状には、さまざまな課題があります。**



**低廉な定価**

長年、教科書発行者はコスト削減のための経営努力を続けていますが、教科書の定価は、学用品や文庫本などと比較しても低廉な状態が続いています。

> P.4~6



**編集・製造経費の  
増大**

よりわかりやすく、より使いやすい教科書の発行への創意工夫や、教科書のバリアフリー化、教育の情報化への対応など、時代にあった教科書の編集・製造により、経費が増大し続けています。また、近年は原材料費・人件費が高騰しています。

> P.7~17



**児童生徒数の  
減少**

児童生徒数の減少により、教科書の発行部数は年々大きく減少し、構造的な不況が続いています。今後も少子化の進行が予測されており、教科書発行者に多大な影響を与えています。

> P.18

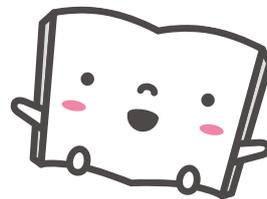


**教科書取扱書店数の  
減少**

全国の教科書取扱書店数の減少傾向が続いており、災害時の対応を含め、全国の子供たちへ確実に教科書を届けるという完全供給に支障をきたすおそれが出てきています。

> P.20~22

# 教科書の定価は、 諸物価に比べて廉価です。



## TOPIC 良質な教科書を発行し続けていくには、 適正な教科書定価の引き上げが必要です。

令和6年度の教科書定価は、物価上昇を反映し3.0%引き上げられました。また高等学校高学年用の教科書定価は、学習指導要領改訂により多くの教科で教える内容が増加したことに伴い、各教科ともに大判化・ページ数増を反映した定価の変更となりました。

消費者物価指数の上昇とほぼ同じ水準の引き上げを認めていただきましたが、一方で教科書用紙をはじめとする製造原価は

はるかに大幅な上昇となっています。少子化により一部あたりの製造原価は増加し続けており、物価上昇に対応する賃上げも必要で、教科書発行者の経営はたいへん圧迫されています。

時代の要請に応え、高品質な教科書の発行と完全供給を果たしていくためには、物価上昇や少子化の影響などが適正に反映された定価の引き上げが必要です。

### 令和6年度使用 児童生徒1人あたりの平均教科書費

教科書の定価認可基準（文部科学省告示）による

#### ● 小学校

学年*	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
合計額	4,249円	2,380円	5,175円	3,898円	5,407円	4,486円	25,595円
種目数	7種目	5種目	10種目	7種目	11種目	8種目	48種目

※学年表記は、それぞれの供給学年。

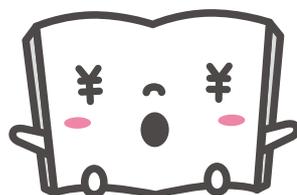
#### ● 中学校

学年*	1年	2年	3年	合計
合計額	9,283円	4,396円	4,017円	17,696円
種目数	15種目	7種目	6種目	28種目

※学年表記は、それぞれの供給学年。

#### ● 高等学校

高等学校は、共通教科・専門教科ごとの定価。



教科書の値段は  
諸物価に比べて  
かなり安いよね。

小学校1年生の教科書(入学時)と学用品(一部)の値段の比較(令和6年度)

小学校1年生の教科書(入学時)



172円



235円



236円



333円



352円



360円



974円

※国語・図工・生活は、分冊のため、入学時における各社平均定価を記載

小学校1年生の学用品(一部)



5,027円



1,199円



5,390円



7,260円



462円



3,135円

合計  
2,662円



合計  
22,473円

**TOPIC** 教科別で見ても、教科書と消費財の値段の違いは大きくなっています。



172円



231円



235円



407円



236円



1,430円



352円



858円

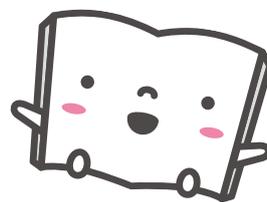


360円



1,320円

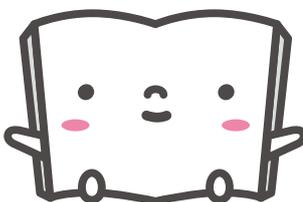
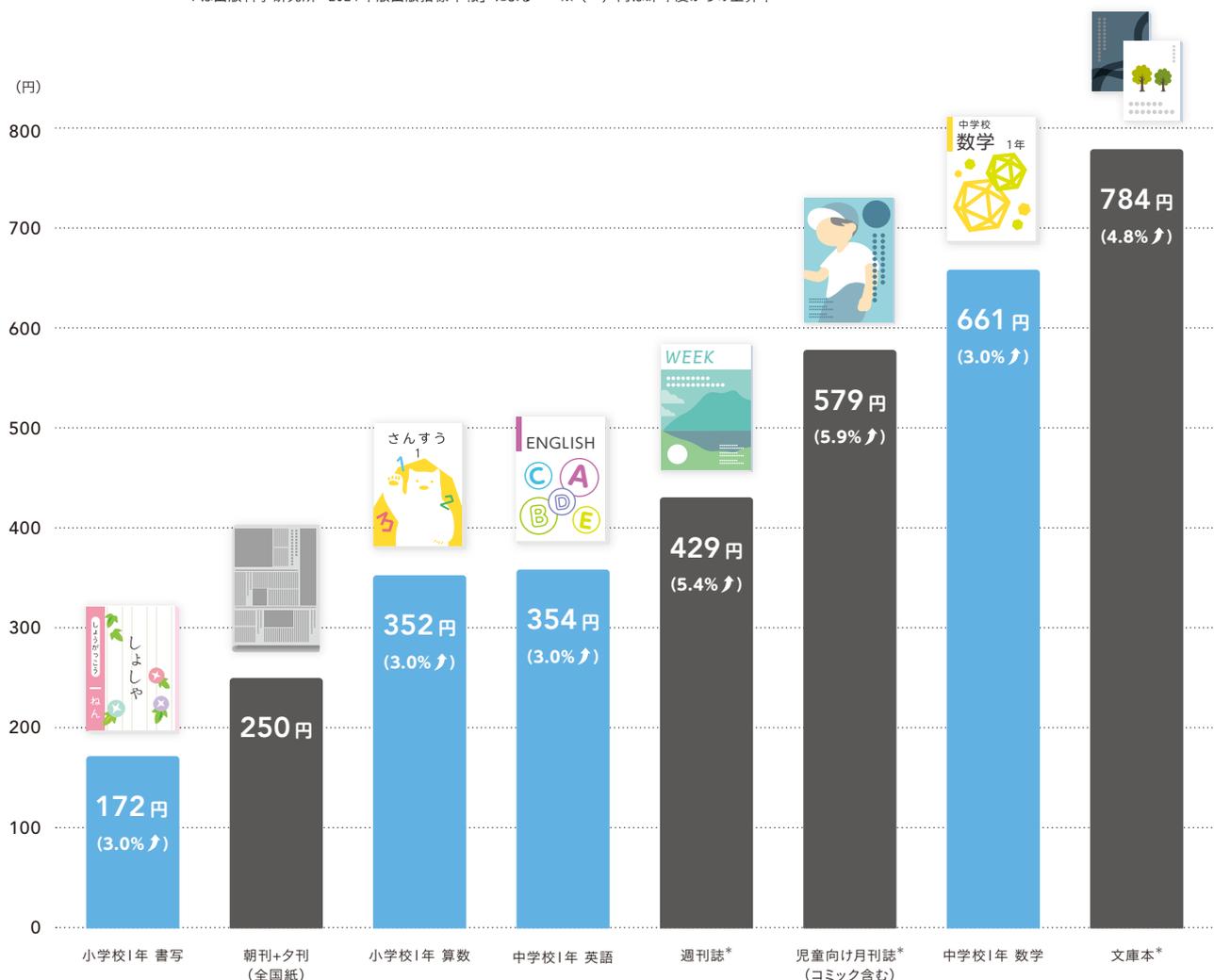
# 教科書の定価は、 諸物価に比べて廉価です。



## TOPIC

週刊誌や文庫本と比較しても、  
廉価な教科書が数多くあります。

\*は出版科学研究所「2024年版出版指標年報」による ※（ ）内は昨年度からの上昇率



# 原材料費・人件費の急激な高騰は、

## 教科書制作・製造に大きな影響を与えています。



教科書発行者は教科書制作・製造のすべての工程で物価高騰の影響を受けています。

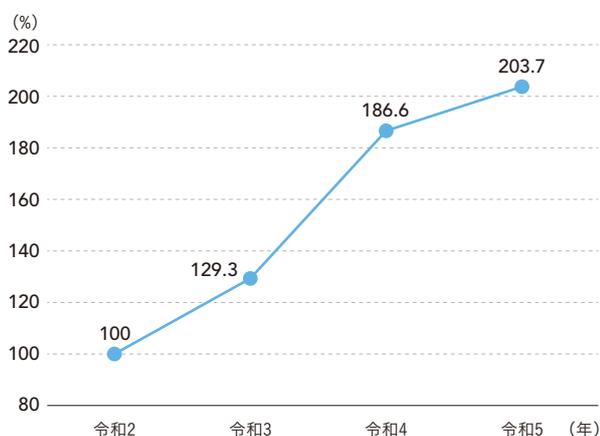
### 紙・燃料代の高騰と、その影響による用紙代の値上げが止まりません。

● 製紙メーカー値上げ状況(各社HPより)

メーカー	1回目		2回目		3回目	
	実施期間	値上幅	実施期間	値上幅	実施期間	値上幅
日本製紙	令和4(2022)年 1月1日出荷分より	15%以上	令和4(2022)年 8月1日出荷分より	15%以上	令和5(2023)年 2月1日出荷分より	15～25%
王子製紙	令和4(2022)年 7月1日出荷分より	15%以上	令和4(2022)年 12月1日出荷分より	15%以上	令和6(2024)年 7月1日出荷分より	5%以上
三菱製紙	令和4(2022)年 1月1日出荷分より	15%以上	令和4(2022)年 7月21日出荷分より	15%以上	令和4(2022)年 12月1日出荷分より	15%以上
大王製紙	令和4(2022)年 1月21日出荷分より	15%以上	令和4(2022)年 8月22日出荷分より	15%以上	令和5(2023)年 1月23日出荷分より	15%以上
北越コーポ	令和4(2022)年 1月21日出荷分より	15%以上	令和4(2022)年 8月1日出荷分より	15%以上	令和5(2023)年 1月21日出荷分より	15%以上
中越パルプ	令和4(2022)年 1月21日出荷分より	15%以上	令和4(2022)年 8月1日出荷分より	15%以上	令和5(2023)年 1月21日出荷分より	15%以上

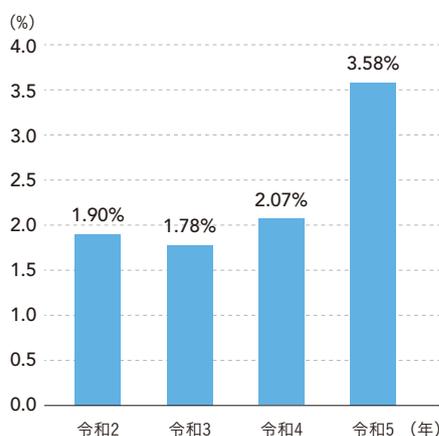
### 原材料費及び人件費の上昇が、教科書制作コストに大きな影響を与えています。

令和2年を100としたときの紙・パルプ輸入単価の推移



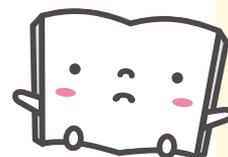
〈財務省普通貿易統計「概況品別推移表」による〉

賃上率

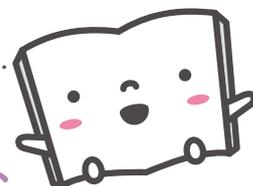


〈日本労働組合総連合会HP「規模計(中小ではない)」による〉

ここ数年で大きく上昇したね。



# 教科書の大判化、ページ数増加、WEBコンテンツの充実により制作コストが増大しています。



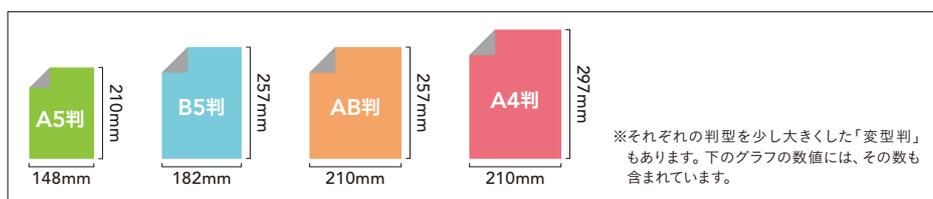
**TOPIC** 教科書の大判化やWEBコンテンツの充実等、子供たちの資質・能力育成に向けた取り組みが進んでいます。

学習指導要領の改訂などに伴い、教科書の大判化、ページ数増加、WEBコンテンツの充実が進んでいます。これは、子供たちの資質・能力の育成や、「主体的・対話的で深い学び」の

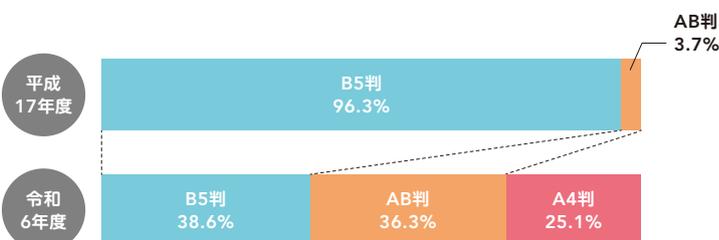
実現に向けた授業改善を図れるようにするためです。また、児童生徒の学びやすさやユニバーサルデザインも追求しています。

## 教科書の大判化

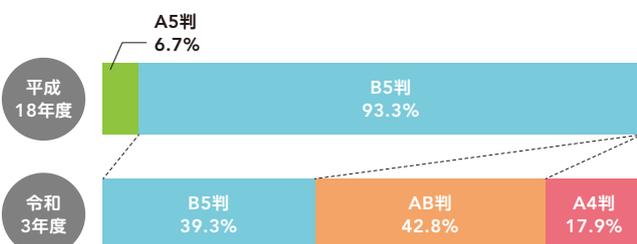
学習指導要領の内容の充実、記述やレイアウトの工夫に伴い、多くの教科書が大判化しました。



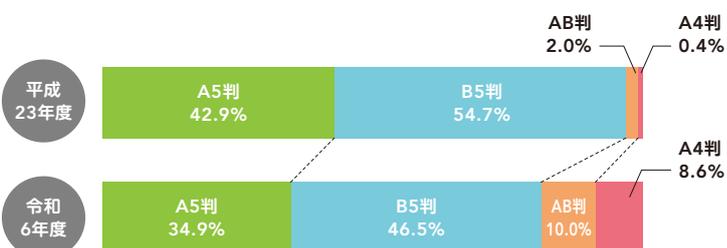
### 小学校



### 中学校



### 高等学校



教科書用紙は市販の紙よりも強度がありつつ、なるべく軽いものを開発しているんだ!

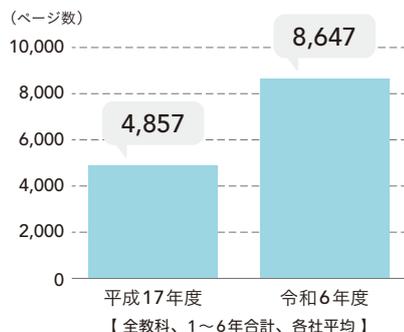


## 教科書のページ数の推移

### 小学校



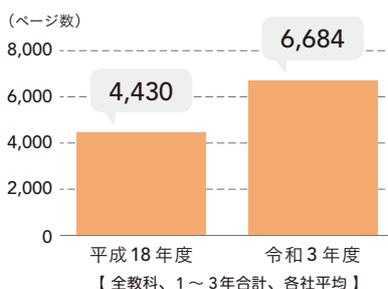
対17年度比  
178%



### 中学校



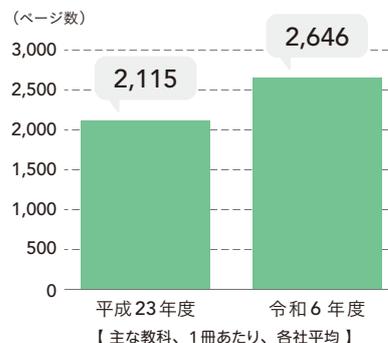
対18年度比  
150.9%



### 高等学校



対23年度比  
125.1%



## WEBコンテンツの充実

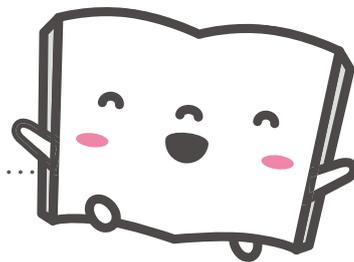
令和2年度から使用されている教科書では、二次元コードなどから教科書発行者が管理するWEBサイト(教材)にリンクし、教科書の内容に関連した音声・動画や外部リンクなどを利用できるようになりました。音声・動画の制作やWEBサイト(教材)の維持・管理など、これまでにはなかった労力とコストがかかっています。これらのWEBコンテンツは、今後もますます増加していくことが見込まれている一方、紙の教科書の定価には、その制作・改修・管理コストは含まれず、発行者にとって大きな負担となっています。

紙の教科書には、  
二次元コードが  
掲載されているよ。



音声	動画	学習ツール	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>●活動に必要な音声</li> <li>●朗読音声</li> <li>●楽曲</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資料動画</li> <li>●活動のモデル動画</li> <li>●アニメーション</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ドリル</li> <li>●テスト</li> <li>●ゲーム</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学習用資料</li> <li>●ワークシート</li> <li>●読み物</li> </ul> <p>など</p>

# 教科書の編集・制作には、 多大な労力とコストが かかります。



**TOPIC** 教科書が児童生徒の手に届くまでには、  
多くの人が編集・制作に携わり、4年もの歳月がかかります。

教科書は、教科書発行者が学習指導要領に基づいて著作・編集をしています。各発行者は、それぞれの編集方針に従って、執筆者などと編集会議を重ね、内容を精査し、原稿執筆・検討を行っていきます。関連する領域の専門家は多岐におよぶため、1冊の教科書に携わる著作編集関係者が100人を超えることも珍しくありません。

本文記述とともに、図表・写真・挿絵なども準備します。効果的に教科書紙面を展開するため、図書設計・レイアウトも工夫しています。これらの作業には外部のデザイナー・イラストレーター・カメラマンなどの協力が欠かせません。

また、教科書にはさまざまな著作物(小説・随筆・詩などの文芸作品や絵画・写真、楽曲など)を掲載します。その著作権者に支払う掲載補償金も発生します。また、掲載にあたって著作者(著作物を学校教育の目的上やむを得ない範囲を超えて

改変して掲載する場合)や著作権者(非公表の著作物を利用する場合)、所有者の許諾が必要となる場合もあります。1点の著作物に複数の許諾が必要となるものもあり、多くの時間と労力を必要とします。これらの費用は教科書発行者の大きな負担となっています。近年では、デジタル教科書の制作も加わり、その負担はさらに大きくなっています(p.14~15参照)。

こうして完成した教科書は、文部科学省に検定申請されます。文部科学省では検定基準に則って審査が行われ、合格・不合格が決定されます。検定合格した教科書は、全国各地で使用する教科書を決定するための採択を経て、ようやく児童生徒の手に届けられることになります。

このように教科書は、編集の開始から児童生徒の手に届くまでに4年もの歳月を要します。その間、編集制作費や人件費など多額の先行投資が必要とされます。

## 1~2年目 STEP 1 調査・編集 (検定提出まで2年ほどで行います)

編集者



### ● 企画(調査含む)スタート

数年先に使用されることを考え合わせ、綿密な調査を実施。すべての児童生徒にわかりやすい教科書を目指し、多角的に検討して企画を立案。

編集委員



### ● 原稿執筆と審議

多数の著者による原稿の執筆と、編集会議などでの原稿審議を繰り返し実施。多くの時間をかけて、最終原稿を作成。

デザイナー・イラストレーター・カメラマン



### ● 図版・資料の作成とレイアウト

学びやすく理解しやすい挿絵や写真の作成と、紙面デザイン的设计。著作物の掲載には社内外含め多大な労力と時間、費用が必要となる。

校正・校閲者



### ● 誤りをなくすための厳重な確認作業

誤った記載や誤解を与える記述などをなくすための確認作業を、多人数で複数回実施。

## 学習指導要領(2017・2018年告示)の実施と教科書の制作スケジュール

		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
小学校	学習指導要領の告示	調査・編集	検定	採択/製造・供給	使用開始				調査・編集	検定	採択/製造・供給	
					調査・編集	検定	採択/製造・供給	使用開始				
中学校	学習指導要領の告示	調査・編集	検定	採択/製造・供給	使用開始				調査・編集	検定	採択/製造・供給	
					調査・編集	検定	採択/製造・供給	使用開始				
高等学校	学習指導要領の告示		調査・編集	検定	採択/製造・供給	使用開始					調査・編集	
	低学年用						調査・編集	検定	採択/製造・供給	使用開始		
	中学年用		調査・編集	検定	採択/製造・供給	使用開始					調査・編集	
	高学年用		調査・編集	検定	採択/製造・供給	使用開始		調査・編集	検定	採択/製造・供給	使用開始	
			調査・編集	検定	採択/製造・供給	使用開始					調査・編集	
							調査・編集	検定	採択/製造・供給	使用開始		

学習指導要領は、おおむね10年ごとに改訂されます。現行学習指導要領は、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施されています。また、高等学校では令和4年度の入学生から年次進行で実施されています。

現行学習指導要領では、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められています。また、外国語教育の改善が図られ、小学校3・4年で「外国語活動」、小学校5・6年で教科としての「外国語」が始まりました。高等学校では「聞くこと」「読むこと」「話すこと

【やり取り・発表】「書くこと」の5つの領域を総合的に扱う科目や、発信力を高める科目が新たに設置されています。

各発行者では、学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組みやすくするため創意工夫を重ね、よりよい教科書づくりを行っています。

デジタル教科書の制作は  
検定合格後に本格化するので、  
短時間で完成させる必要があるよ。



教科書発行者      文部科学省



- 検定審査開始
- ↓
- 検定意見の通知
- ↓
- 検定意見に対する修正
- ↓
- 検定合格

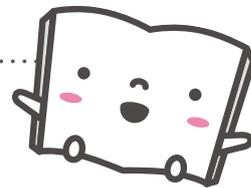
約1年間

- 教科書採択のための見本作成
- ↓ 発行者から全国の関係各所に送付
- 自治体などにおいて使用する教科書を検討
- ↓
- 採択決定

- 実際に使用する供給本の準備
- 供給本を製造する前に、資料などの更新や、内容の再確認を実施。訂正する必要が生じた場合は、文部科学省に訂正申請を行う。

- 記述の訂正・更新
- 使用開始後も、訂正が必要になったものについては訂正申請を行う。統計データなどの資料を最新の情報に更新したり、制度変更に合わせて資料を差し替えたりと、毎年訂正を行う教科書も多い。

# 学習者用デジタル教科書が導入されています。



## TOPIC 令和6年度から小・中学校の一部教科で学習者用デジタル教科書が導入されています。

デジタル教科書には、児童生徒が使用する「学習者用デジタル教科書」(以下、デジタル教科書)と、先生が使用する「指導者用デジタル教科書(教材)」があります。平成30年5月に「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立し、平成31年度(令和元年度)から、必要に応じて一定の条件のもと、デジタル教科書を紙の教科書に代えて使用できるようになりました。

令和3年度に始まった「学習者用デジタル教科書普及促進事業」等を経て、令和6年度からは、小学校5年生から中学校3年生を対象として「英語」、一部の小・中学校等の小学校5年生から中学校3年生を対象に「算数・数学」の導入が始まりました。今後、活用状況や効果・影響を見極めつつ、段階的に導入することとされています。

提供される英語・算数・数学については、拡大機能はもとより、総ルビ、リフロー表示、文字や背景色の反転表示、読み上げ機能などの特別支援機能などに加え、以下の機能がさらに追加されます。

【英語】朗読音声による読み上げ機能(速度変更可能)

【算数・数学】任意の範囲で、紙面上に記載のある図形や関数等を児童生徒が操作したり、紙面上にある解答や解説などを簡略な方法で表示したりする機能(二次元コードコンテンツでの提供含む)

デジタル教科書  
実践事例集  
(文部科学省)



### デジタル教科書導入までの流れ

平成31年(2019) 4月～	令和2年(2020) 4月～	令和3年(2021) 3月末	令和3年(2021) 4月～	令和6年(2024) 4月～
紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用可能に	小学校で全教科の94%のデジタル教科書が発行	GIGAスクール構想により全小・中学校に1人1台ずつ学習者用端末を配備	中学校で全教科の95%のデジタル教科書が発行「学習者用デジタル教科書普及促進事業」等が開始(令和4～5年度も引き続き実施)	すべての小・中学校で英語、一部の小・中学校で算数・数学のデジタル教科書が導入開始

## TOPIC スムーズな活用に向けて、動作の軽量化や仕様の共通化など、日々改善が行われています。

学校におけるデジタル教科書の活用を進めるためには、安定的に、快適に利用できるようにすると同時に、導入や継続的な運用について、負担が少ないことが求められます。そのために、教科書発行者全体でさまざまな取り組みが行われています。

### 【取り組みの例】

#### ● 動作の軽量化

データの形式や配信方法の最適化を行い、表示速度の高速化に取り組んでいます。

#### ● 共通メニュー(ナビメニュー)の導入

最低限必要な機能をまとめた共通メニュー(ナビメニュー)の導入により、アイコンのデザインや操作性の共通化に取り組んでいます。

#### ● アカウント登録用フォーマットの共通化

アカウント登録用のファイル(CSVフォーマット)の共通化を行い、1つのファイルですべての発行者のアカウント登録ができるようにしました。

#### ● 転入出時のログデータの引き継ぎ

転校などで学校が変わった場合にも、同一ビューアで同一教科書であればデータを引き継ぐことができます。

## 学習者用端末を活用した授業のイメージ

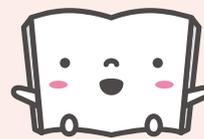
ほかの学校の教室と  
オンラインでつながる

学習支援ソフトウェアなどを使って  
児童生徒の考えを提示

学校の様子も  
変わってきているね。



電子黒板



机の上

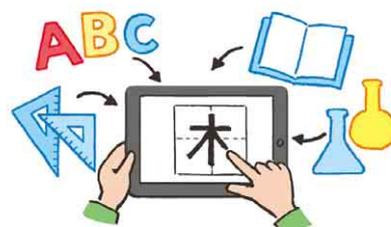


- 教科書
- 学習者用端末  
(デジタル教科書)
- 鉛筆
- ノート

## TOPIC デジタル教科書の活用により、 さまざまな学習効果が期待されています。

デジタル教科書には、児童生徒の学びを深めるためのさまざまな機能が備わっています。また、動画、アニメーション、ドリルなどのデジタル教材との一体的な利用や、他のICT機器

との連携により、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に寄与することが期待されています。



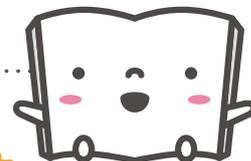
デジタル教科書の 基本的な機能	拡大	教科書の図版や資料などを拡大して細部まで確認する
	書き込み	教科書にペンやマーカーで自分の考えを書き込む
	保存	教科書に書き込んだ内容や背景色などの個別設定を保存する
	音声読み上げ	教科書の本文等を機械音声で読み上げる
	背景色・文字色の変更・反転	教科書背景色・文字色を変更する
	総ルビ表示	教科書の漢字にふりがなを表示する
デジタル教材との 一体的な利用	朗読音声、動画、アニメーション	朗読音声や動画、アニメーションを再生する
	ドリル、ワークシート	教科書の内容に関連するドリル、ワークシート等を利用する
	WEB検索やその他教材との連携	さまざまな教材・サービスと組み合わせて利用する
他のICT機器等との 一体的な利用	大型提示装置による表示	児童生徒の学習者用端末の画面を大きく表示する
	ネットワーク環境における共有	学習支援ソフトウェア等を利用して、児童生徒の考えを共有する

こんなにいろいろな  
機能  
があるんだね。



※記載されている機能は代表的なものです。機能は発行者ごとに異なるため、搭載されていない場合もあります。各発行者にお問い合わせください。

# デジタル教科書の編集・制作や、安定的な供給のためには、さまざまな費用が追加で発生しています。



## TOPIC デジタル教科書には、独自の費用がかかります。

デジタル教科書の制作は、紙の教科書データをそのままデジタル用に変換するだけではありません。紙の教科書のデジタル化には、その他多くの作業と費用が発生することになります。例えば、デジタル教科書の基本的な機能は特別支援の観点からも有用であり、これらの機能を実装するためのデータ作成が必要になります。総ルビ機能やリフロー機能(読みやすさのために文字の大きさやレイアウトを調整する機能)に加え、音声読み上げ機能など、紙の教科書にはなかった作業と費用が発生します。

また、デジタル教科書をより効果的に活用するために、デジ

タル教材との連携が求められていますが、紙の教科書に対応した朗読音声や動画、アニメーションなどのデジタルコンテンツの制作が新たに必要になります。

さらに、デジタル教科書に著作物を掲載するにあたっては、紙の教科書とは別に、著作権者への許諾や掲載補償金などの支払いが必要になります。

高等学校の教科書は、ページ数や掲載著作物の数が多く、また小学校や中学校に比べ発行種目の種類が多いため、デジタル教科書の安定的な供給のためには、より多くの費用がかかります。

### 紙の教科書に加えて発生するデジタル教科書の工程・費用

紙の教科書						
工程	編集・制作				供給・配送	
費用	<b>編集費</b> ● 印税/原稿料 ● イラスト料 ● 写真撮影/著作権使用料/掲載補償金 ● 校正費	<b>用紙代</b> ● 教科書専用紙仕入代	<b>印刷代</b> ● 刷版代 ● 表紙各種加工費	<b>製本代</b>	<b>供給手数料</b>	
工程	編集・制作				供給・配送	運営・保守
費用	<b>編集費</b> ● データ加工費 ● 特別支援機能制作費 ● 二次使用料 ● 校正費(追加された特別支援機能や音声など)	<b>コンテンツ制作費</b> ● 写真撮影/使用料 ● 動画制作費 ● アニメーション制作費	<b>開発費</b> ● 開発費 ● 標準化やほかのシステムと連携のための改修費	<b>デバッグ費</b> ● 各種端末(OSごとの対応ブラウザ)での検証の費用	<b>クラウド費用</b> ● プラットフォーム、サーバ、混雑時の分散管理などの費用	<b>ライセンス管理費</b> ● 保守管理費 ● カスタマーサポート費 ● OS・ブラウザ更新対応費
デジタル教科書						

複数のOSやブラウザに対応したビューアやクラウドの開発にも多くの費用がかかっているんだね。



供給後も、クラウドやビューア、各種コンテンツの保守には多くの費用がかかるよ。

## TOPIC 配信のためのデータ軽量化や保守管理にも多くの費用がかかります。

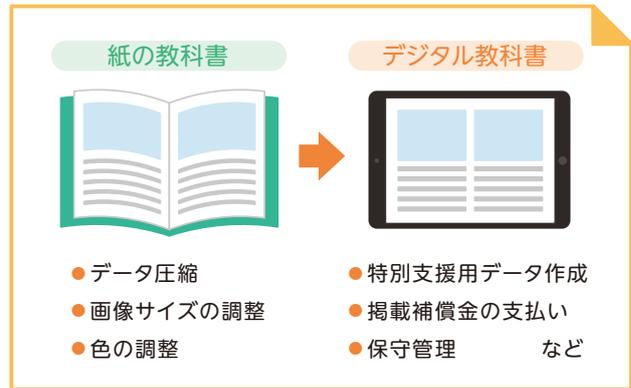
デジタル教科書は、紙の教科書の印刷用データをそのまま使っているわけではありません。印刷用データは、きれいに印刷するためにデータ容量がとても大きなものになりますが、そのまま使うと、現在の学校の通信環境においては利用が難しい場合があります。

デジタル教科書は、クラウドで配信するために、容量の軽いデータであることが求められます。同時に、デジタルの特性を生かすために、拡大しても写真やイラストなどの細部がしっかり見えることが求められます。そのため、画像サイズや色の調整を行うなど、細部にわたって最適なデータを作成する必要があります。この作業には、検証を含め多くの時間と費用がかかります。

さらに、デジタル教科書の普及にあわせて、環境設定から

利用の方法まで、多くの問い合わせが寄せられるため、それらへの対応のための費用も年々増加しています。

加えて、OSやブラウザのバージョンアップへの対応やサーバの利用料など、発行後も継続的に保守管理費用がかかります。



## TOPIC 確実な供給のためには継続的な基盤整備への投資も必要です。

デジタル教科書が確実に供給されるためには、まず、自治体や学校において、通信環境の整備が必要です。通信環境が整わない家庭への整備の補助も求められます。

教科書発行者においては、デジタル教科書の制作に加えて、クラウド配信の設定・運営にもコストがかかります。

さらに、自治体や学校からのさまざまな問い合わせに対するサポート体制の整備なども求められています。

将来、デジタル教科書の完全供給を可能とするためには、供給（配信）方法の検討、ライセンス管理体制の整備、導入後の更新や保守・管理体制の整備と維持なども必要不可欠となります。

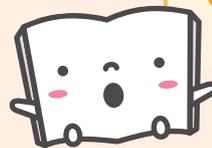
### 保守管理・基盤整備の一例

#### 【自治体や学校】

- 学校内のネットワーク環境の整備
- 家庭に対する通信環境の補助
- 端末の保守やリプレイス（部品やソフトウェアの交換）への対応
- ICT支援員の配備



基盤整備にはいろいろな費用が必要なんだね。

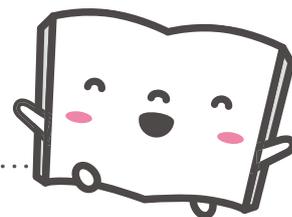


#### 【教科書発行者】

- クラウド配信の設定・運営
- 設定・運用に関するサポート体制の整備
- OSやブラウザのアップデートへの対応



# 教科書のバリアフリー化を推進しています。



## TOPIC 教科書デジタルデータの提供、拡大教科書の発行を行っています。

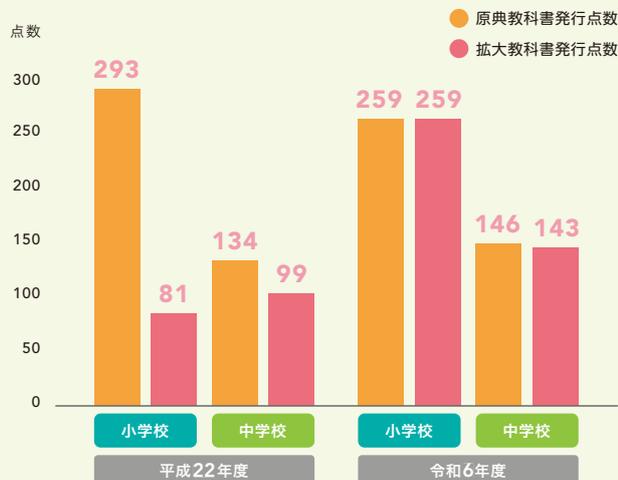
拡大教科書や点字教科書、音声教材など、児童生徒の障害やその他の特性に応じて、検定済教科書に代えて使用し得る図書などを「教科用特定図書等」といいます。

平成20(2008)年6月には、教育の機会均等を実質的に保障するために、「教科書バリアフリー法」(障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律)が定められました。

この法律に基づいて、教科書発行者は、ボランティア団体などによる「教科用特定図書等」の作成を支援するため、文部科学省を通して教科書のデジタルデータを提供しています。

同時に、小・中学校教科書については、ほぼ全点について拡大教科書を発行しています。また、高等学校教科書については、拡大教科書の発行とともに、タブレット端末を活用した教科書紙面の拡大表示での対応にも積極的に協力しています。

### 小・中学校における 拡大教科書の発行状況



文部科学省「教科書目録」(令和5年4月)による

### 原典教科書(検定済教科書)と 拡大教科書の紙面の例

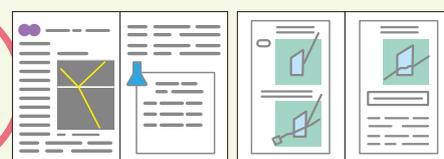
原典  
教科書



拡大教科書は原典教科書を拡大して制作します。原典教科書1ページ分が、4ページになる場合もあります。



拡大  
教科書



### ユニバーサルデザインを意識して、教科書の編集を進めています。

年齢や性別、身体の状態、国籍や文化など、人々が持つさまざまな個性や違いにかかわらず、多くの人にとってわかりやすいデザインをユニバーサルデザインといいます。教科書発行者は、ユニバーサルデザインに配慮した配色にしたり、ユニバーサルデザインフォント(UDフォント)を使用したりするなど、児童生徒がより使いやすくより学びやすい教科書になるように、さらなる工夫を重ねています。



## TOPIC 検定済教科書1冊に対して、 何分冊もの拡大教科書が必要になります。

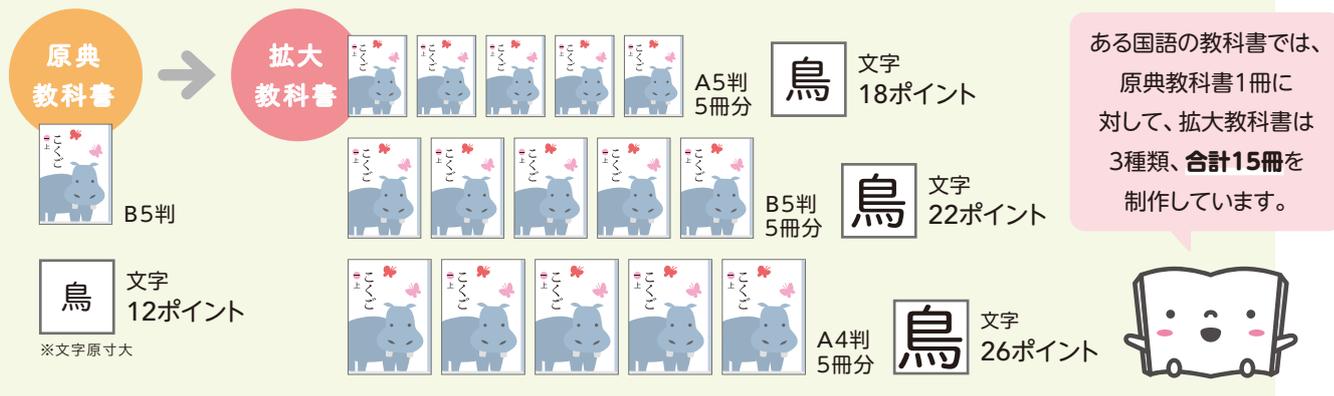
拡大教科書とは、主として弱視の児童生徒が使用する教科書で、検定済教科書の文字や図形を拡大する際には、それぞれの判型にあわせて文字の大きさやフォントを変えるなど、レイアウトし直す必要があります。その結果、ページ数が増え、1冊の

教科書が何分冊にもなることがあります。

また、文字の大きさ別に3種類の発行が標準とされているため、原典教科書1点ごとに準備する拡大教科書の種類は、さらに多くなります。

### 原典教科書と拡大教科書の冊数と判型

文字の大きさ別に3種類の発行が標準とされています 原典教科書1冊に対して、何冊分もの拡大教科書を制作しています。



## TOPIC 拡大教科書の発行には、 編集・制作から供給までの環境の整備が必要です。

教科書発行者は、児童生徒の障害の実態に対応して、拡大教科書を編集・制作しています。

拡大教科書は、効果的・効率的に学習ができるよう配慮した検定済教科書の意図を損なわないように再編集するため、教科書の編集・制作と同様に時間と労力を要します。

1冊あたりのページ数が増えるため、原版制作原価も高額となり、少部数発行のため印刷単価も割高になります。さらに、拡大教科書発行に伴って掲載補償金も発生します。教科書変更や発注ミスなどによる返品のコストも教科書発行者の負担です。

このように、少部数の発行に伴ってさまざまな問題が生じるため、教科書のバリアフリー化を進めるには、編集・制作から供給までのすべての面において、国と教科書発行者との相互努力による環境整備が必要です。

令和3(2021)年5月に「障害者差別解消法」が改正され、令和6年4月1日から施行されました。教科書発行者は、多様な「教科用特定図書等」の普及のために、今後もさらに努力を続けてまいります。

## TOPIC 化学物質過敏症への対応本の作成も進めています。

現在、化学物質過敏症に悩まされている多くの児童生徒がいます。こうした児童生徒に対しては、文部科学省の委託を受けた教科書協会の依頼によって、教科書発行者が作成した特別な処理を施した対応本が提供されています。

化学物質過敏症は、原因となる化学物質や症状が人によって異なります。そのため、児童生徒一人ひとりの症状に応じて、天日干しやコピー本(カラー・白黒)・消臭紙カバーの中からもっとも適した対応本を選択し、きめ細やかな対応を行っています。

令和5年には、延べ221人の児童生徒に対応本を提供しました。

### 化学物質過敏症への対応の例

一人ひとりにきめ細やかな対応を



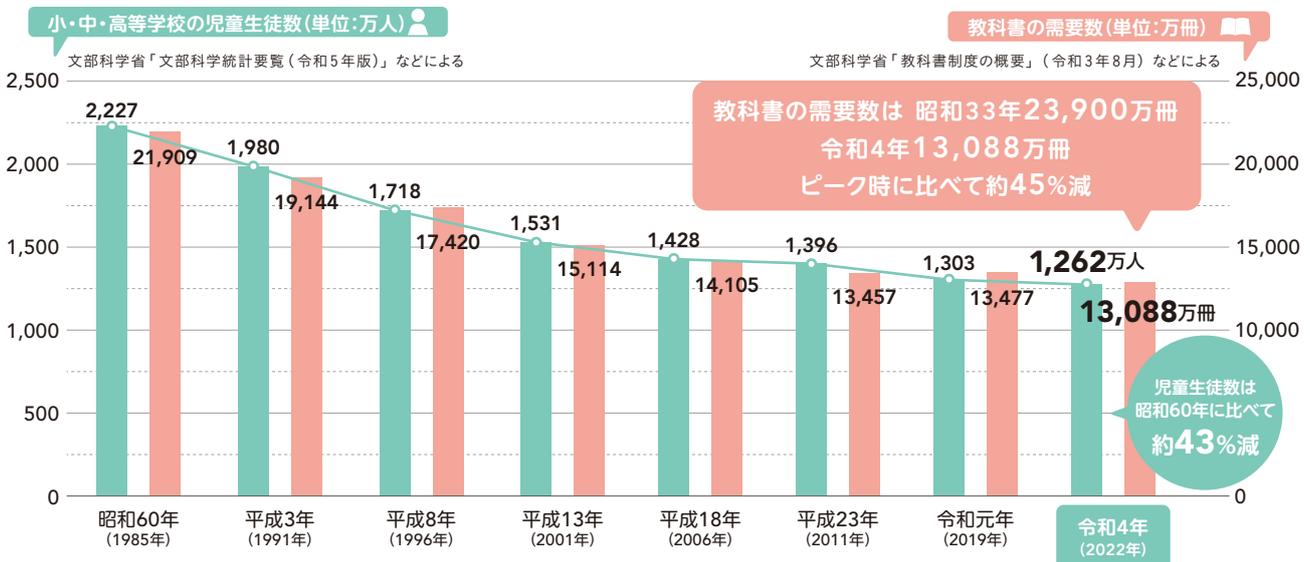
# 児童生徒数の減少は、 教科書発行に深刻な影響を 与えています。



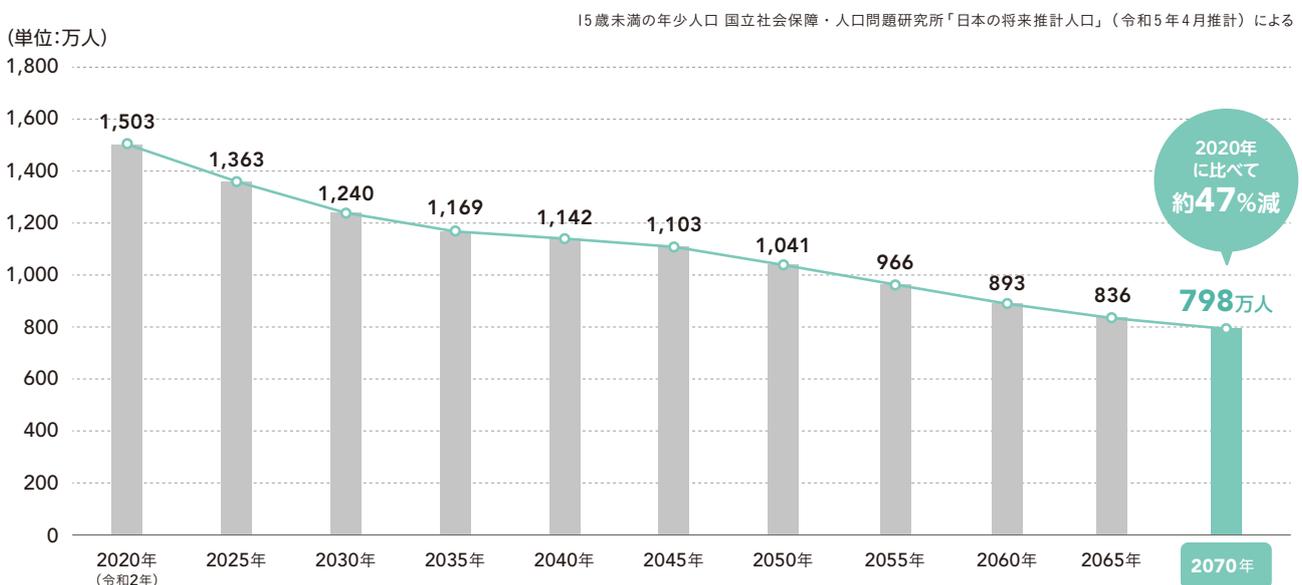
## TOPIC 児童生徒数が大幅に減少する傾向は続いています。

児童生徒数の自然減による売上高減少は、教科書発行者が長きにわたり直面している問題です。今後も、少子化の進行に歯止めがかからないことが予測されており、このような状況は、教科書の発行に深刻な影響を与えています。

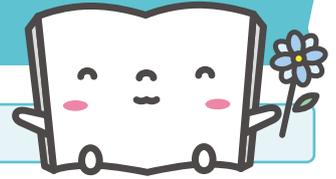
### 児童生徒数、教科書需要数の推移



### 将来年少人口の推移(推定)



# 教科書の著作権



## 教科書の利用と許諾

教科書は創作性のある著作物で、多くの著作権者がかかわっており、著作権の帰属先・利用条件等は多岐にわたります。また、利用にあたっては原則「許諾」を得る必要があります。詳細は、一般社団法人教科書著作権協会(JACTEX)にお問い合わせください。

<https://www.jactex.jp/>

### 1 教科書を利用して何を作られますか

#### 図書・教材類

書籍 雑誌 研究冊子

参考書 問題集 テスト類

宣伝パンフ その他

#### 視聴覚・マルチメディア教材類

CD音声教材

ビデオ・DVD教材

パソコンソフト教材(CD-ROM)

ネット配信教材

### 2 教科書のどの部分を利用されますか

表紙

組み立て・構成(単元・章名など)

文章

図版(写真・イラスト・地図など)

書名・発行者名

※商標・商号権を侵害する恐れがあります。

### 3 作成したものをどのように利用されますか

#### 企業・塾などでの販売・頒布

教科書著作権協会への許諾申請が必要です。

#### 学校や公共機関などでの利用

教科書著作権協会への許諾申請が必要です。ただし、著作権法により許諾申請を行わなくても利用できる場合があります。

#### 個人としての私的な利用

許諾申請を行わなくても利用できる場合が多くありますが、利用の仕方によっては申請が必要となります。たとえ、非営利目的であっても、第三者にコピーして配布したり、自分のホームページに掲載する場合などは許諾が必要となります。

※一般社団法人教科書著作権協会の資料から作成

## TOPIC 著作権法(抄録)

### 第三十五条 (学校その他の教育機関における複製等)

学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

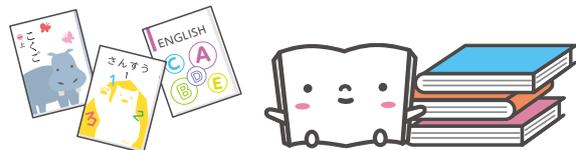
2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接

受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

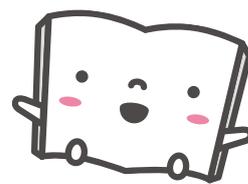
### 第三十八条 (営利を目的としない上演等)

公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。



※改正著作権法第35条の要件に該当すれば、学校その他の教育機関による授業目的の公衆送信は無許諾で可能です。ただし、教育機関設置者による事前登録と補償金の支払いが必要です。詳細は、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)にお問い合わせください。 | <https://sartras.or.jp/>

# 教科書の供給システムは、日本の教育を支える重要なインフラです。



## TOPIC 教科書の完全供給は、教科書発行者の責務です。

教科書発行者は教科書をつくるだけでなく、供給する責任と義務を負っています。これは、「教科書の発行に関する臨時措置法」で定められています。どれほど質の高い教科書をつくっても、全国の児童生徒の手に確実に届けられなくては意味がありません。

ただし、教科書発行者自らが全国すべての学校に教科書を迅速かつ正確に届けることは事実上不可能です。そのため、全国の教科書・一般書籍供給会社と供給契約を締結して、この責務を履行しています。

## 教科書供給のしくみ

※教科書発行者が東京にある場合の例です。

### ●教科書発行者\*

●教科書・一般書籍供給会社  
全国53か所

●教科書取扱書店  
全国2,614か所  
(令和6年4月 一般社団法人全国教科書供給協会調べ)

小学校 18,980校

中学校 9,944校

義務教育学校 207校

中等教育学校 57校

高等学校 4,791校

特別支援学校 1,178校

(文部科学省「令和5年度学校基本調査」より)

\*荷造り発送用設備をもたない教科書発行者は、配送業務を委託しています。



### 1. 教科書・一般書籍供給会社:

概ね各都道府県に1か所ずつあり、教科書取扱業務を行っています。教科書取扱業務は次のとおりです。

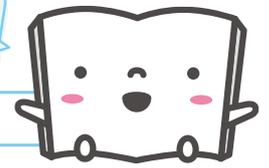
- 教科書の保管、供給、過不足調整、残本の返送、代金の回収業務
- 教科書取扱書店の選定・指導、都道府県、市区町村との連絡調整・対応

### 2. 教科書取扱書店:

学校に直接供給する書店です。教科書取扱業務は次のとおりです。

- 教科書の需給調整、残本の返送、代金の回収業務
- 市区町村、学校との連絡調整・対応

全国すべての学校に届けてるんだ!



## 全国すべての学校に、定められた時期に、確実に供給しています。

全国で、小学校は18,980校、中学校は9,944校、義務教育学校は207校、中等教育学校は57校、高等学校は4,791校、特別支援学校は1,178校あります(文部科学省「令和5年度学校基本調査」より)。離島や山間へき地にも学校はあり、これら

すべての学校に対して、教科書は完全供給されています。

新年度の始まる4月(小学校後期用は9月)にあわせて、児童生徒用と教師用の教科書が間違いなく学校に届けられていることが必須です。

## 多種多様な教科書の供給に対応しています。

教科書は、校種・教科ごとに多くの種類が存在しています。

公立の小・中学校で使用される教科書は、各都道府県・市区町村教育委員会で定められた教科書採択地区において決定されます。その地区数は全国で581にもなります(令和5年7月

現在)。

また、高等学校や国私立の小・中学校では、学校ごとに採択が行われています。このため、教科書の供給形態は複雑で多岐にわたります。

## 転出・転入や災害による滅失・毀損などの状況に対応しています。

転校生への迅速な対応も重要です。転出・転入は年間を通してありますが、特に3月・4月は保護者の転勤などの事情により多くなります。

また、地震・風水害などの大規模自然災害や火災などにより教科書を滅失・毀損した場合にも、被災した児童生徒の教科書

を速やかに供給しています。

教科書発行者、教科書・一般書籍供給会社、教科書取扱書店は、児童生徒がいつでもどこに転出・転入しようとも、また、自然災害で教科書を滅失・毀損しようとも、完全供給を責務として、日々業務の遂行に努めています。

## 教科書の完全供給の維持には、さまざまな課題があります。

教科書の完全供給という大切な業務を担っている各都道府県の教科書・一般書籍供給会社および教科書取扱書店は、効率化を図りながらサービスの向上に努めていますが、児童生徒数の減少という構造的な不況、低廉な教科書定価の影響により、厳しい経営状況にあります。

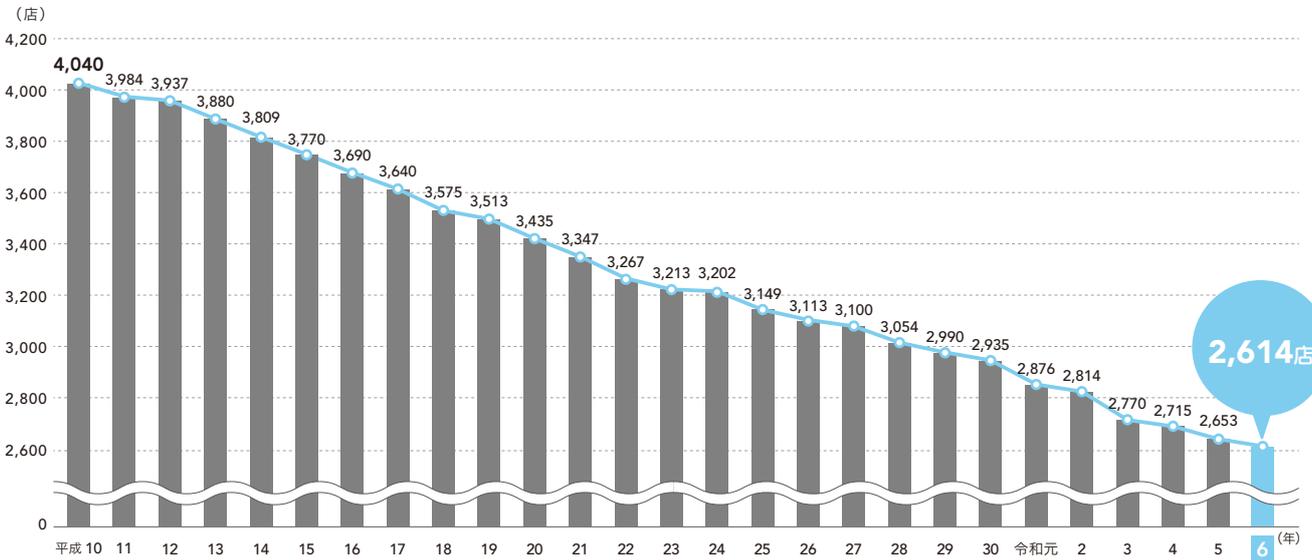
また、教科書取扱書店においても、後継者不足、複雑な供給

形態への対応などにより経営の維持が年々厳しくなり、教科書の取り扱いの辞退や廃業が続いています。そのために、教科書・一般書籍供給会社の負担がさらに増加するという事態も生じています。

現行の教科書完全供給システムを安定的に継続させるためにも、教科書の適正な価格設定が望まれます。

## 教科書取扱書店数の推移

(令和6年4月 一般社団法人全国教科書供給協会調べ)



# 被災地への補給にも 万全を期しています。

平成23年3月11日の東日本大震災では、児童生徒へ供給される前の教科書約50万冊が、教科書・一般書籍供給会社および教科書取扱書店において滅失・毀損しました。主要な製紙会社やインキ工場も被災したため、教科書発行者は、全国を奔走して用紙やインキを調達、直ちに追加製造を開始し、始業式までに被災地への供給を無事完了しました。

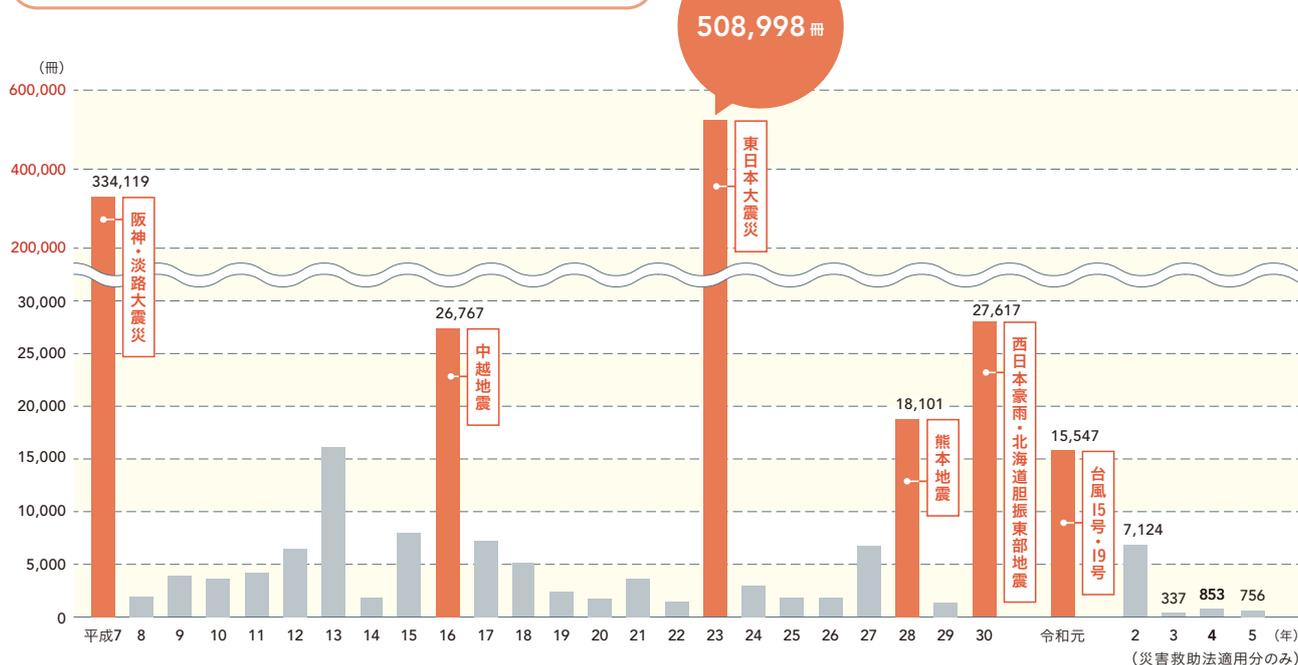
供給後の教科書についても、平成28年4月の熊本地震や、平成30年7月の西日本豪雨、9月の北海道胆振東部地震、令和元年の台風15号・19号などのように毎年発生する自然災害において、その都度「転学等対応本(常備本)」などにより速やかに

教科書を補給しています。また、令和6年1月に発生した能登半島地震においても、教科書の補給を行いました。

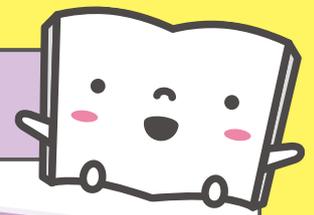
災害補給教科書には、災害救助法適用と災害救助法非適用の2種類のケースがあります。前者の場合は、当該都道府県や国から教科書代金が支払われて補給を行います。後者の場合で、「教科書購入が困難な児童生徒(要保護・準要保護)」であることを当該市区町村教育委員会が認めたときは、教科書発行者が代金を負担して補給を行います。



災害補給教科書の供給冊数(教科書協会の集計)



# 教科書協会の活動の紹介



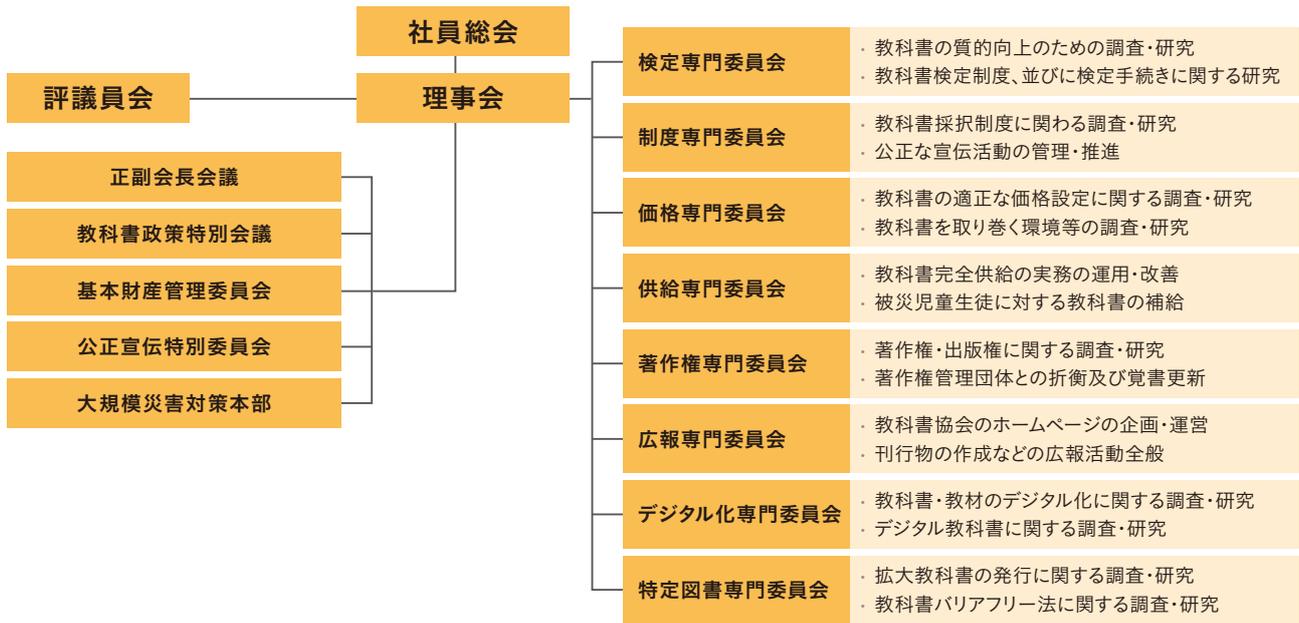
「教科書協会」は、昭和28(1953)年に、教科書発行者が集まって発足しました。各教科書発行者が協力体制を敷き、文部科学省と常に連携を図りながら教科書の質的向上と教科書発行事業に関する調査・研究にあたっています。

もっと詳しく知って  
もらいたいな!

## TOPIC 委員会での活動

教科書発行にかかわる具体的事項について、8つの専門委員会が中心となって調査・研究を行っています。また、その経過報告、連絡・調整を、理事会にて行っています。事案により、特別委員会において調査・研究を行っています。

## TOPIC 8つの専門委員会と主な活動



## TOPIC 教科書発行者 一般社団法人教科書協会会員 (令和6年4月)

発行者の番号・略称	発行者	発行教科書の種類				発行者の番号・略称	発行者	発行教科書の種類			
2 東書	東京書籍(株)	小	中	高	特	143 筑摩	(株)筑摩書房			高	
4 大日本	大日本図書(株)	小	中			154 オーム	(株)オーム社			高	
6 教図	教育図書(株)		中	高		172 旺文社	(株)旺文社				
7 実教	実教出版(株)			高		177 増進堂	(株)増進堂			高	
9 開隆堂	開隆堂出版(株)	小	中	高		178 農文協	(一社)農山漁村文化協会			高	
11 学図	学校図書(株)	小	中			179 電機大	(学)東京電機大学			高	
15 三省堂	(株)三省堂	小	中	高		183 第一	(株)第一学習社			高	
17 教出	教育出版(株)	小	中	高	特	190 東法	東京法令出版(株)			高	
26 信教	(一社)信州教育出版社	小				207 文教社	(株)文教社	小			
27 教芸	(株)教育芸術社	小	中	高		208 光文	(株)光文書院	小			
35 清水	(株)清水書院			高		212 桐原	(株)桐原書店			高	
38 光村	光村図書出版(株)	小	中	高		224 学研	(株)Gakken	小	中		
46 帝国	(株)帝国書院	小	中	高		225 自由社	(株)自由社		中		
50 大修館	(株)大修館書店	小	中	高		227 育鵬社	(株)育鵬社		中		
61 啓林館	(株)新興出版社啓林館	小	中	高		229 学び舎	(株)学び舎		中		
81 山川	(株)山川出版社		中	高		231 いいずな	(株)いいずな書店			高	
89 友社	(株)音楽之友社			高		232 あか図	あかつき教育図書(株)		中		
104 数研	数研出版(株)		中	高		233 日科	日本教科書(株)		中		
109 文英堂	(株)文英堂			高		234 TAC	TAC(株)			高	
116 日文	日本文教出版(株)	小	中	高							
117 明治	(株)明治書院			高							
130 二宮	(株)二宮書店			高							

計41社

## むすび 教科書定価引き上げと義務教育教科書無償給与制度堅持のお願い

本書でお伝えしたとおり、教科書発行においては多くの課題があります。社会の変化にあわせて教科書の内容も変化しています。教科書発行者が教科書づくりの責務と社会的要請を遂行していくことにおいて、資材高騰に伴うコストアップなど企業努力だけでは解決できない状況もあります。特にデジタル教科書制作に要する労力は紙の教科書以上と言っても過言ではありません。

私たちはこれまで継続して「義務教育教科書無償給与制度」の堅持をお願いしてまいりました。この制度が廃止され教科書が有償化されれば、保護者の教育負担の増加に直結することになります。さらに貸与制度ともなれば、教科書への書き込みは

もちろんのこと、家庭への持ち帰りに制限が生じるなど、学習や指導に深刻な影響を与えることも考えられます。教育環境が大きく変わることが予想される今だからこそ、子供たちの学習環境の質を維持するためにも、引き続き、義務教育における教科書無償給与制度の重要性をご理解いただき、また、厳しい経営環境の中で教科書発行者がその使命を十分に達成できるよう、教科書の定価引き上げをお願いいたしたく、関係各位の格段のご理解とご支援をお願い申し上げます。

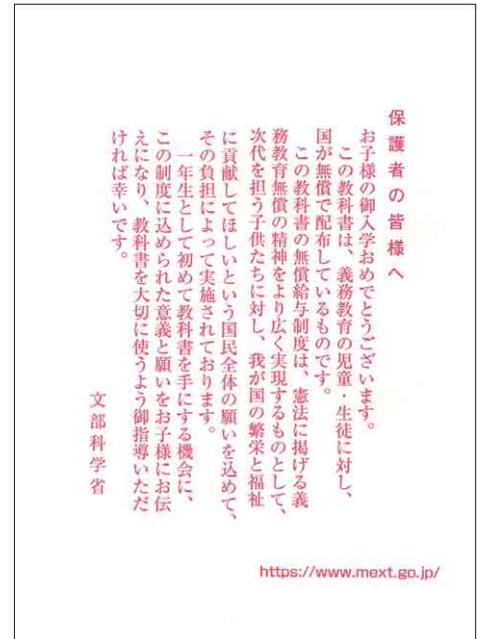
最後に、これからも教科書が子供たち一人ひとりの育ちと学びを陰ながらしっかりと支え続け、明るい未来をつくりだす一助となることを、教科書発行者一同、心より願っております。

### 教科書給与用紙袋

新たに入学する児童の教科書は、「新たに小学校に入学した児童の入学を祝う」「教科書無償給与制度の趣旨の徹底を図る」などの趣旨により、この袋に入れて給与されています。



表



裏

令和6年度

## 教科書発行の現状と課題

令和6年7月5日印刷  
令和6年7月12日発行

非売品

一般社団法人教科書協会

〒135-0015  
東京都江東区千石1-9-28 教科書研究センター5階  
TEL.03-5606-9781 FAX.03-5606-3086  
URL <https://www.textbook.or.jp>



### ●4月10日は教科書の日

一般社団法人教科書協会は、わが国の学校教育に果たしてきた教科書の役割を、学校関係者だけでなく、広く社会一般の方々にも認識していただく

とともに、教科書関係の仕事に従事する者が、その社会的意義と責任を再確認するため、平成22(2010)年4月に「教科書の日」を制定しました。令和2(2020)年に10周年をむかえました。